

松塩地区広域施設組合 新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価方法書に対する技術委員会意見等集約表（第2回審議分）（案）

注）「意見」：技術委員会意見とするもの（知事意見の作成に反映）

「記録」：意見とはしないが、記録に残し事業者に伝えるもの

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
1	全般	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の施設は、少しかさ上げたような形になるか。 ・それも踏まえて、浸水予測区域としてハザードマップに指定されていて、資料1の20ページでは0.5から3m未満と幅があるが、方法書2-112ページに載っている上下のハザードマップの違いを含めて、その数値について説明してほしい。 <p>・100年に一度でも、0.5から3mという大きな幅が計算上は出てくるのか。0.5が100年で、3mが1,000年というわけではなくて、一応これだけの幅があるということか。</p> <p>・1,000年に一度になると、それが5mという数値も出てくるということか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・方法書2-112ページのハザードマップにつきましては、松本市が公表しているものになります。上と下の違いですけれども、上が青色の四角で、100年に一度の大雨が降る場合を想定しております。下が赤色の四角になりますが、1,000年に一度の大雨が降る場所になります。雨がどれぐらい降るかという強度が違うという形になっています。100年に一度につきましては、こちらも0.5から3mのところになりますが、下の1,000年に一度になりますと、3mから5mという形になりますので、こちらによって強度が変わってくるという形になります。 ・そうです。 ・はい。場所によっては出てくるという形になってくるのですが、それは現在地の駐車場に使っている部分が、一部それに該当してくる形になってきます。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
2	全般	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去したときの影響評価について、ここでは触れないということか。 ・資料1の37、38ページあたり、工事中に入ってくる工作物の撤去・廃棄とは、現在の焼却施設の敷地外にある工作物の撤去のことか。現在の焼却施設の撤去のことか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・例えば37ページにございます工作物の撤去につきましては、A案、B案の敷地の中にある構造物の撤去を想定しております。新ごみ処理施設を造るまでの間、今の焼却施設は動かし続けなければなりません。ごみの処理を継続しなければなりませんので、新しい新ごみ処理施設の焼却が動き出してしばらくしてからしか今の焼却施設は壊せないという状況になります。A案、B案に整備する施設の差がありますので、どこまでが新しい施設になるのかは違ってまいります。今の焼却施設そのものは、新ごみ処理施設の整備の事業には含まれないという扱いです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
3	全般	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備書ではA案かB案か決めたものを出してくるということだが、そのときに今の焼却施設の撤去についても、調査結果や予測を出してくるということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現有の焼却施設については、解体について、このアセスに含まれていないということがございます。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
4	全般	梅崎委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A案とB案と2案が示されているが、当該地域の住民への説明はもう行われているのか。それに対する住民からの意見などがあれば聞かせてほしい。 <p>・御意見等が何か寄せられていたか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ただいまの御質問でA案とB案について地元で説明されているかということでございます。この事業を進めるに当たりまして基本計画を策定しております。その基本計画の中で敷地が今複数に分かれて、A案、B案のどちらになるかまだ未定の状態で進めているということで、地元町会、それから島内地区連合町会等に説明しております。 ・事業スケジュールがいつになるかということで質疑等はあります。その他は特にございません。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
5	全般	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書2-34ページの表2.2.19の最終処分量の合計が平成29年に大きく下がっているが、これは何か特別な理由等があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年に最終処分量が減少しているというグラフの推移ですけれども、今手元で分かりかねますので、後ほど後日事務局を通じて御回答を委員の皆様差し上げたいと思いますが、よろしいでしょうか。 ・こちらの組合で灰の処分も一部しているのですが、松本市の最終処分、灰の処分は松本市の担当課が主管でやっておりますので、そちらに確認等をして、後日お答えをさせていただきますと存じます。 <p>【事後回答（第3回審議）】</p>	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
6	全般 大気質	森川委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設が平成11年から稼働ということだが、ダイオキシン法が施行されたときとちょうど重なっている。現有設備はちょうど端境期だったと思うので、現有施設がどういう状況のものが置かれているのか教えてほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダイオキシン類については、現状ごみピットがあるのですけれども、捨てられたごみですとやはり偏りがあり、そのまま投入すると不完全燃焼等によりダイオキシン類が発生する可能性が高くなりますので、クレーンによる十分な攪拌をしてごみ質を均一化するというをまず第1点にしております。 第2点としましては、ガイドライン等にも燃焼ガス温度を800度以上に保つというのがあるのですが、当施設では850度以上に保って2秒以上滞留させて、ダイオキシン類の分解を促進しております。その後、排ガスとして煙道等に行くのですけれども、その途中でダイオキシン類が再合成しないように急冷しております。温度としては200度以下が推奨されているのですが、当施設では160度ぐらいに急冷をしております。さらに煙突から出すときなのですけれども、ダイオキシン類等を取る特殊反応助剤と消石灰を混ぜたものをバグフィルターに入る手前で吹きつけて、排ガスとして出しております。直近のダイオキシン類の測定データなのですけれども、排ガスや焼却残さ（焼却灰や飛灰）の測定結果については、法基準値をいずれも十分下回る結果になっておりますので、御心配されているダイオキシン類特措法がまだ施行されていないときの黎明期の施設ですけれども、現状ダイオキシン類等については問題なく対応できている施設となっております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
7	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料1の20ページの基本計画の概要のところ、A案、B案どちらについてもごみピットは10m程度の掘削ということだが、この掘削を含めて、現況の施設と新たな施設で大きく違うところがあるのか。 <p>(鈴木委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> 今の現状は何mぐらい掘ってあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 今のピットの深さは大体地下6m位になりまして、コンクリートの厚みが1mという状況になっております。新しい施設になりますと、焼却規模が450tから360tに下がりますので、ピットの大きさもちょっと小さくなるのではないかと考えておりますが、まだ実際にピットの深さが何mになるかは決まっています。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
8	事業計画	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設計画がまだしっかりと決まっていなと思うが、盛土を造成するかどうか、かなり全体的な構想、環境影響評価に関わってくると思うので、ある程度決まっていたら、少し話していただきたい。 <ul style="list-style-type: none"> なるべくそういう構想が分かったら知らせていただければと思うが、今仰られたことを踏まえて、調査、影響評価の予測等をやっていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今、盛土をするとか掘削をするというあたりについては、例えばA案の食肉公社側になった場合、それからB案の球場側になった場合で、多少変わってくることもあるということも想定されるので、やはり建設地が決まってから、基本設計の段階で検討を進めまして、次の準備書のときには、そういったこともある程度お話しできると考えております。 	意見	—	1 土地造成や地下掘削の程度など、今後決定される詳細な事業計画を踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。また、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、事業計画を可能な限り具体的に明記すること。
9	事業計画	陸委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平瀬環境エリアの創出を目指すということ、学び・遊び・癒しが一体となって体験できるというところは、とてもよい項目設定だと思うので、ぜひ大切にやっていただきたいが、題目とするだけではなくて、実行性があるような形でやっていただきたい。 資料1の14ページに、学び・遊び・癒しという図が出ているが、行政がやると縦割り発想になってしまう。これを本当に一体としてやっていただくには、地域の住民の方とか市民団体に設計の段階から参加をいただいて、ぜひ一緒に具体的な構想、活動内容を作っていただくことが必要である。近くにあるアルプス公園の中で環境学習のような活動が盛んにやられていると思うので、そういうところとも連動しながら一緒にやっていくことを考えていただけたらいい。 	<ul style="list-style-type: none"> 今御助言いただいた地元もちろんのこと、そういった団体ですとか、幅広く色々なところに相談をしまして、いいものにしていきたいと考えております。 	意見	—	2 新ごみ処理施設を含む平瀬環境エリアの構想や活動内容の検討に当たっては、地域住民や市民団体と積極的に連携するとともに、具体的な内容を、準備書に記載すること。
10	事業計画	北原委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現有施設の跡地はどうなるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> この現施設の撤去なのですけれども、こちら先ほど視察のときに少し説明したかもしれませんが、例えばB案の野球場となった場合には、少し敷地が狭いものですから、プラスチックリサイクル施設を同時に野球場の中に移設することができないということを想定しています。そうなりますと、現在ここにある焼却プラントを解体後にプラスチックリサイクル施設を移設又は新設するということになるものですから、こちらについてもA案かB案が決まった段階で、この現施設の跡地利用をお示ししたいと考えています。今同時に策定をしている基本計画も、建設地についてはA案、B案の2案でこの年度末に一旦策定をいたしまして、A案かB案が決まりましたら、事業計画については基本計画を正式に改定しまして、その中にこの跡地利用も同時にお示ししたいという予定で進めております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
11	事業計画	高木委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ、容器包装プラスチックリサイクル施設、リサイクルセンターの4種類のうち、可燃ごみ処理施設以外の3施設に関しても、どうしても新しくしなければいけないものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> こちらは一体整備を基本としています。といいますのは、まずごみ処理施設ですけれども、今、可燃ごみとプラスチック類、それから破碎ごみを受け付けていますが、例えば可燃施設だけが新しいところに建ち、破碎施設やプラスチックがここに残ることを想定しますと、その分敷地も広くなるものですから、例えば捨ててきた方がぐるぐると回らなければいけないという利便性が、一体整備をする上での一番の根拠になるかと思えます。また破碎施設もプラスチック施設も、同様の時期に造っていて、これで30年余り経過するということもありますし、一番は使っていただく方の利便性を考えての一体整備という考えでございます。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
12	事業計画	森川委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> 途中で長寿命化の工事をしたということだが、これはもともと計画にあって、ここでやらなければいけないということで行われたのか。また、稼働が少し長いほうが、新しく建てるよりは環境やエネルギーなどに利点はあと思うが、長期に見ると早く小さくしたほうが、よりエネルギー的にもいいといったことが背景にあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> もともと現有の炉は20年ぐらいが寿命だが、そこを改修によって耐えられるようにして、もともとの計画で30年ということであったが、その中でもっと大きい炉の交換などは避けて使ってきたということか。 	<ul style="list-style-type: none"> 最初の御質問でございます長寿命化を行ったという経緯ですけれども、こちらは、ごみ処理施設の焼却等の機能がやはり20年程度が経ちますと低下してくるということがございます。そこですぐさま新しいものを造るのではなくて、大規模な機能の回復工事を行って、さらに10年ないし15年使用するという大きな環境省からの方針もございます。また、すぐさま20年で新しいものを建て替えるという、先ほど委員からもありました予算の話もありますので、今回は、適切な機能低下のタイミングで大規模改修工事を平成26年に行いまして、その時点でさらに10年から15年程度使える機能回復を行って使っているといった状況でございます。 かなり機能性のある建物なので、15年位で炉の機能が下がってきてしまうと、例えば、先ほどのダイオキシンではないですけど、そういった環境にも影響が出てくるといったことも懸念されます。そのため、まず15年程度使って、機能回復の改修を行って、それからまた10年、15年使うというのは、当初施設を建てたときに30年、40年使うというきちんとした計画があったかどうかは、帰ってしっかり見せてもらいたいと思うのですが、15年位で機能が低下したときに、やはり新しいものを建てるということではなくて、もう少し長く使おうということで改修をしたところです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
13	事業計画	森川委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックリサイクル施設は、B案の中では一体整備する施設としては入っていないが、現在の施設を解体した後に別途整備する計画と書いてある。後からでも一緒にはしないということなのか。 ・後から入っても、設備としてそれほど大きくないということで、別に扱って大丈夫ということか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックリサイクル施設のアセス上の取扱いですが、御指摘があったとおりで、本事業には含めないということで扱っております。 ・仮にB案となった場合には、プラスチックリサイクル施設を整備するに当たって、一旦現在ある焼却施設を解体して、その後に新たに設けるといことになります。したがって事業の時期が全く違ったものになりますので、敷地も違うということも含めて、今回の事業対象からは外れるという認識しております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
14	事業計画	陸委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料2の中で、スケジュールについて聞いている意見が何件かある。スケジュールはまだ決まっていないということだが、どういう基準や方法で、どの位のペースで決めていくかについて、今説明できることがあれば、参考に聞かせていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケジュールについて問われているのはA案でございます。A案の敷地には前回は御説明があったかと思いますが、食肉公社でございます。今事業を実施している施設で相手があるということで、この食肉公社が移転をしないとA案の敷地には新しい施設の建設ができないという状況です。そこで食肉公社が移転できるタイミング、それから現在の焼却施設の安定的な稼働ができる期間、ここをすり合わせていつまで今の焼却炉が使えるのかというところを、現在私どもの組合と、運転管理をしているプラントメーカーと調整をしているところです。具体的な日程については今申し上げることはできません。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
15	大気質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書3-25ページの大気質の調査地点6番は、斜面の頂上ぐらいのところになるのか。 ・その先は頂上へ行っってほぼ平でだらだらと下がってくるような感じか。ピークになって急激に落ちるような構造なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・頂上ではなくて、中腹より若干上ぐらいの、頂上に行く前の斜面です。 ・3-50ページの図を見ながらお話しさせていただきます。6番の破線の囲みの辺りが斜面の中段から上部になるのですけれども、6の数字の真南ぐらいに南北に走る線が見えるかと思えますけれども、そこに道路が走っておりまして、一旦勾配が緩くなります。そこから東へ向かって6番の南南西1cm位のところにピークが見えるかと思うのですが、そこからまた若干高くなって、それでさらに東へ行くと標高が低くなっていくという地形の構成になっています。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
16	大気質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排ガスの動きとしては、ピークを越えて東側に粒子状物質が降下していくことはあまり考えにくいのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・あくまで数値シミュレーションの結果ではそのように見えるということではありますが、現実には排ガスが尾根を越えて裏側へ流れているかいないかというのは、実際には確認していないものですから、分からないというのが正直なところではあります。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
17	大気質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピークを越えた東側は、特別な土地利用はないのか。これは皆山林なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・山林が主ですが、道路もありますし、多少の農地もございます。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
18	大気質	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質シミュレーションの結果から、特に東側の調査地点が山のようにになっている所で詰まった形になっているかと思うが、もし大気質シミュレーションにそれなりの誤差があると考えたら、もう少し先のほうにも調査地点を設けてもいいのではないか。やはり地形上、さらに遠くへはあまり影響しないという想定があるのか。 ・シミュレーション上は東側のピークを越えていくとすれば、東側にもし開けた場所があるならば、調査地点6番よりも東にバックグラウンドとしての調査地点を設けてもいいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・配慮書の段階でやらせていただいた準備書で行うよりは少し粗い形の大気の拡散予測なのですけれども、その結果ではこの6番で示した斜面の後ろ側、尾根からさらに後ろ側の斜面にかけては低い濃度になるという予測となっています。ただあくまでシミュレーションの結果の予測ではありますので、確実なことではないのですが、そこよりは濃度が下がるというように見られたものですから、調査地点は今のところ設けていないということでもあります。 ・御意見ありがとうございます。6番の東側の地域についても調査適地があるかどうか、あるいは土地利用がどうであるかということも検討させていただきまして、調査地点を追加できるかどうか、持ち帰り検討させていただきたいと思っております。 <p>【事後回答（第3回審議）】</p>	意見	No.20を集約	3 調査地点は、既存施設における煙突排ガスの拡散シミュレーションの結果等を踏まえて設定し、施設の稼働による影響を適切に予測及び評価すること。
19	大気質	鈴木委員長	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここは西風が吹くことはそれほどないため、山を越えることはないと思うが、そうではないのか。 ・調査地点6番の位置は、煙突の高さを考慮した結果であり、山を超えてというのは、なかなか考えにくいのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・西風の頻度が低いのは確かです。かなり年間でも少ないことにはなりますが、ただ煙突の高さ、あるいは地形的な要因からこちらへ風が流れるときには、こちらに高い濃度が出るというのは確かですので、年間の頻度は少ないながらもやはり注視していたほうが良いという考えであります。 ・最も高くなる濃度が山の奥まで行く、より東側に出るという可能性はあまりないと考えてはおりますが、とはいえ行かないわけではないと考えております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
20	大気質	森川委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現有施設の煙突の高さなどがほぼ同じだったと思う。現有施設を建設した際の調査やシミュレーション等が役に立つのではないかと思うが、その辺りの知見がどの位あるのか教えてほしい。 ・こういった設備から出てくる汚染の拡散の手法はそれほど進歩していないので、計算が残ってれば参考になるかと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現施設が建ったときのシミュレーションですが、約30年位前になるうかと思えます。今日はデータが手元にございませんで、持ち帰らせていただいて、調査の上、事務局経由でお答えしたいと思います。 <p>【事後回答（第3回審議）】</p>	意見	—	(意見3と同じ)
21	水質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料1の22ページに選定項目の一覧が表示されており、水質の供用時は評価しないということだが、現状ではモニタリング等はやられていないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では水質のモニタリングについては、特にやっておりません。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
22	水質	梅崎委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の場合は盛土をするしないこともあるだろうが、有事の場合に、事後対策、モニタリングが必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水質につきましては、資料1の34ページで御覧いただけますように、現況のモニタリングはやってございませんで、現況の水質については、きちんと毎年調査で把握する計画にしております、それに対して影響の予測も行う計画でございます。 	記録	環境影響評価に関する提言等	
23	水質	鈴木委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質のところ、工事中に掘削や盛土があるということになると、当然ながら川に対する影響は、どうしても考えざるを得ないのではないか。大きな河川だけではなく、湧水や農業排水が流れていく小さな川等があるので、簡略化項目ではなくて標準項目ぐらいの調査をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仰るとおりと思えます。 	意見	—	4 対象事業実施区域及びその周辺には、梓川等の河川に加えて湧水路等も見られることから、工事による影響については、簡略化項目ではなく標準項目として調査、予測及び評価を行うよう検討すること。
24	水象	鈴木委員長	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掘削の深さがいくつになるかで、梓川もしくは奈良井川の水水面との差、どちらが高くなるか低くなるかで影響が異なってくる。そうすると地下水の流れにも工事中に影響が出るので、それを考慮した上での調査をお願いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承知いたしました。 	意見	No. 26を 集約	5 地下水の調査、予測及び評価に当たっては、地下の掘削深度と周辺河川の水水位との差が地下水の流向に影響を及ぼす可能性があることに留意すること。また、流向流速の調査に当たっては、ボーリング孔の直径に対して周辺の礫が大きい場合に礫を回り込む水流の影響が生じることを踏まえ、適切な調査を実施すること。
25	水象	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・この地域は大きな川の近くで、実際は地下に礫層があると思うが、地下水の流向流速は、ボーリング孔の中で測るのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとおりです。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
26	水象	富樫委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボーリング孔の直径に対して礫が大きいと、ボーリングの孔の中で流向流速を測っても、礫を回り込む水流がある。計画区域の2地点ということだが、1か所で測る場合、深度を変えて何回も測って、それでどういう傾向が見られるかという測り方をしないと間違った傾向が出てしまう場合がある。その点に注意していただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘ありがとうございます。そのとおりと思えます。気を付けて調査をするようにいたします。 	意見	—	(意見5と同じ)
27	土壌汚染	小澤委員	<p>【第2回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・方法書3-49ページ、50ページの6番の調査地点は、ほとんど農地のみか。焼却系の影響を見ようとして調査地点を選んでいると思うが、農地において農薬の使用などがあるとすれば、かく乱がかなり激しいということになり、焼却系の影響が見えなくなるおそれがある。適当に地点を選んだのではこの影響が見られない可能性があり、調査結果が上がってきたときに本来の目的から多少ずれた結果を解釈することになるのではないか。その辺りを配慮し、この農地の中でもあまりかく乱されていないような場所をサンプリング地点に選んでいただくことが必要だと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御意見ありがとうございます。御指摘のとおりです。この6番の範囲の中には農地もありますが、農地以外の部分も含んでおります。ですので、耕起の影響があるような農地はできるだけ避けて取るような配慮をしたいと思えます。また、それ以外にも野焼きをした可能性のある場所ですとか、あるいは除草剤を使った可能性のある場所、さらに排ガス由来の土壌の調査ですので、できるだけそれでも林の真ん中ではなくて、上空の開けた場所をうまく探してサンプリングをやってまいりたいと思えます。 	意見	—	6 土壌汚染の調査に当たっては、農薬が使用されていた場所を避けるなど、施設の稼働による影響を適切に予測及び評価することができる場所を選定すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
28	土壌汚染 廃棄物等	小澤委員	【第1回審議】 ・土壌に関して、事業実施区域内での掘削等はやると思うが、区域外への残土の搬出を想定しているのか。	・詳細な工事計画は決まっておられませんけれども、さらに工事区域内の切り盛りも均衡させて入れたり出したりしないようにするとか、設計の理想ではありますけれども、この場合ですと、ごみピットを造るのに結構な掘削が発生する可能性がありますので、敷地内から土砂の搬出があることを想定して、調査を計画しております。	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
29	地盤沈下	梅崎委員	【第1回審議】 ・地盤沈下が簡略化項目になっているが、これによる地形の変状等が起きることがあるし、盛土に水が入る入らないことが安定性の重要な問題なので、地盤沈下、地盤変状というところも踏まえると、標準項目かと思うが、いかがか。 ・環境影響評価の項目自体が地盤沈下というようになっているので、どうしてもそこだけに焦点が絞られるが、地盤変状とか盛土の崩壊とかも、やはり地盤沈下と同じ位重要である。少し広い地盤変状というような関係で対応していただきたい。	・地盤沈下を少し狭く捉えていたようでありまして、つまり一般的にいう浅水沈下とか地下水の汲み上げによる沈下、これについては起こらないだろうと思ひ、簡略化項目としたわけですが、それ以外の地形の変動については考慮していなかったのが実際のところです。 ・ありがとうございます。	意見	—	7 地下水位の変化による地盤沈下に加え、盛土による地盤変状等の影響も含めて標準項目として調査、予測及び評価を行うよう検討すること。
30	植物 動物 生態系	江田委員	【第1回審議】 ・特にA案の河原沿いに大量のツメレンゲという植物があり、恐らくクロツバメシジミが生息しているのではないかと考えられる。また、恐らくコマツナギという植物があり、同じく希少種のミヤマシジミが生息している可能性があるため、ぜひ希少種と、その希少種の食草もセットで調べていただきたい。	・配慮書に対する安曇野市長の意見でその辺の情報が寄せられておりまして、認識はしてございます。方法書には種の食草ですとか、種に特化した調査方法は詳しく書いてございませんけれども、その辺は手厚く調査をする計画でありますので、よろしくお願ひします。	意見	—	8 対象事業実施区域周辺は、ミヤマシジミ及びクロツバメシジミの生息地であると考えられるため、それらの食草を含め調査、予測及び評価を行うこと。
31	植物 動物 生態系	大窪委員	【第1回審議】 ・注目すべき動植物のリストアップを作成するに当たって文献調査を行っており、その中に、安曇野市版のレッドデータブック2014を入れているが、今年度に改定版が出るため、今後準備書を作っていくに当たって、改定版も引用して、注目すべき動植物についての表をバージョンアップしていただきたい。	・準備書の段階では、必要な動植物の選定については、最新の文献でもって選定してまいりたいと思います。お話のあった安曇野市の新しいレッドデータブックについても、当然盛り込んでまいりたいと思います。	記録	環境影響評価に対する提言等	
32	景観	佐々木委員	【第1回審議】 ・景観の調査場所について、敷地A案、B案などからアルプス公園の展望台がきれいに見えるということは、当然あそこからも見えるということである。景観の調査地点は、全部大体同じような標高のところだが、上からの眺望でどうここの景観が変わるのかが気になるので、アルプス公園も調査地点に加えていただきたい。 ・ほかの地点でも、隣接地に建て替えであり、それほど大きな差は出てこないと思う。そのため、アルプス公園の展望台から見えにくい、おそらくそれほど差はないという予測はつくが、やはり確認として、どのように見え方が変わるのか、それだけでもやっていただきたい。 ・そのことを確認してほしい。	・配慮書で一度景観については扱っているのですけれども、そのときに検討をいたしました。実際に現地に行きまして、展望台からどのように見えるのかというのを確認してもらいましたけれども、配慮書にもこちらにも証拠の資料等をつけていないので分かりにくいと思いますけれども、結構見えにくいです。こちらからは、展望台はよく見えるのですが、展望台の窓の角度と、それから見下ろしの角度と、そういったものを踏まえると、ごく自然に展望台を御利用になる方からすると、ほとんど見られないようなレベルと判断をしまして、配慮書では対象としませんでした。それと同じ理由で、方法書でも扱っていないというのが現状でございます。 ・調査地点に加えて予測評価をすることは可能だと思います。特に、現在見えにくくて、しかも将来それほど目立たないということが、関心事項の1つにはなるかと思ひますので、見てまいりたいと思います。	意見	No. 33を 集約	9 主要な眺望点であるアルプス公園を景観の調査、予測及び評価の地点に追加するよう検討すること。
33	景観	佐々木委員	【第2回審議】 ・アルプス公園を調査地点として加えるかどうかという判断の材料として、アルプス公園の展望台からは見えにくいことを写真で示して、だから調査地点としては選定しないということを説明してほしい。	・御意見、承知いたしました。今日はその資料を御用意しておりませんので、次回までに御用意してお出しするような形でよろしいでしょうか。 【事後回答（第3回審議）】	意見	—	(意見9と同じ)
34	触れ合い 活動の場	陸委員	【第1回審議】 ・触れ合い活動の場の予測の手法の中に、景観の結果もぜひ入れていただきたい。触れ合い活動の場からの見え方ではないが、見え方がどのように変わっているか、景観がどのように変化しているかということは、人の活動に非常に影響があるため、入れていただければと思う。	・仰るとおりだと思います。触れ合い活動の場のそれぞれの地点からも、現況の写真撮影とフォトモンタージュによる予測を、するかどうかは置いておいたとして、触れ合い活動の場からの景観の変化については、何らかの形で取り上げたいと思ひます。	意見	—	10 予測項目である利用環境の変化については、騒音等に加え、景観も考慮して予測するよう検討すること。

No.	区分	委員名	意見要旨	事業者の説明、見解等要旨	取扱	摘要	意見
35	廃棄物等	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画の排水処理計画のところ、プラント排水とか洗車排出を処理後下水道に放流と書かれているが、現状では、こういった排水は下水道に放流する前に、排水処理をしているということか。例えば、それに伴う廃棄物が出るという想定はしておいたほうがいいのか。 <p>(鈴木委員長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理をすれば、廃棄物が出るのではないかという質問である。その廃棄物をどうするのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道放流の前に処理をしているかという質問だったかと思いますが、水質処理はしております。放流水の下水道の検査等も、管理市の松本市水道局からしていただいて、一定数値以下になってから排水をするようにしてございます。 ・現施設の処理がどうなっているのかということをお話いただきましたけれども、プラント用排水と洗車排水、これは下水道放流する前に処理が入っておりますが、そこで出た残さというのは、焼却のほうに戻して焼却処理に回しているということでございますので、それが新たな廃棄物として排出されていることは、現状ではないということです。ですので、新しい施設についても、詳細は決まっておりますが、同様に廃棄物が出ないものとお考えいただいているかと思っております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
36	廃棄物等	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状の施設で焼却残さもしくは破碎施設で不燃物が出てきて、可燃物は焼却に戻すという話だが、不燃物はどこに搬出されているのか。また、新しい施設ではどういう想定をしているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルプラザの破碎設備での破碎残さ、焼却以外の破碎残さの処理ですけれども、焼却施設での破碎残さに関しましては、最終処分場への埋立処理となりますので、基本的には最終処分業者に引き渡しております。新施設に関しましては、基本は今の処理方式と同じでいくと考えておりますので、同じく破碎残さに関しては、埋立処分となると思っております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
37	廃棄物等	小澤委員	<p>【第1回審議】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場はこの近郊にあるものか。例えば県外にあるものなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場に関しましては、構成市村ごとに埋立場所が変わります。管理市の松本市に関しましては、この島内地区の近くに最終処分場を持っているのですが、現状整備中になりました。今は県外に埋立てを委託しているところでございます。それ以外の構成市村の塩尻市に関しましては、同じこの松塩地区広域施設組合の中で最終処分場を持っておりますが、そこだけでは埋立てができない量もありますので、県外への委託も併せて行っているところです。将来的にも現状の委託及び自分の処理施設での埋立てを継続して行っていく予定となっております。 	記録	審議のために必要な計画内容の確認等	
			以下、余白				